

平成 30 年 4 月 27 日

市区町村住民票等取扱担当者 様

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 放射線防護グループ
放射線防護企画課

低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査
(平成30年度原子力発電施設等防災対策等委託費事業)
に係る「住民票の写し等」の交付について(協力依頼)

平素より放射線障害の防止の研究調査について、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は平成2年度から公益財団法人放射線影響協会(以下「協会」という。)放射線疫学調査センターが国の委託を受けて「低線量放射線による人体への影響に関する疫学的調査」として実施しているものです。約20万人の原子力発電施設等の放射線業務従事者を対象に疫学調査を実施するもので低線量の放射線による健康影響を把握することを目的としています。

本事業の実施にあたり調査対象者の生死情報等が必要となるため、これまでおおむね1年ごとに調査対象者の住所地の市区町村から住民票の写し又は除票の写し(以下「住民票の写し等」という。)を交付していただいているところです。

貴市区町村におかれましては本調査の主旨を御理解のうえ、協会が「住民票の写し等」の交付を請求してきた場合には、御協力をいただきたくお願い申し上げます。

ご参考

○ 本調査の意義

未だに解明されていない低線量放射線(100mSv以下)の健康影響を把握することを目的としています。これまで諸外国において様々な疫学調査が実施されていますが、放射線リスクは人種や生活環境の違いに依存するため、日本国内を対象とした調査は重要と認識しています。

○ 個人情報保護に対する配慮

調査によって得られた情報について、原子力規制庁は協会に対して秘密保持義務を課しており、交付された「住民票の写し等」は本調査の目的以外には使用しないなど、個人情報保護法に基づき適切に取扱われます。また、調査結果は個人が特定されない形式で公表します。

○ ホームページ

これまでの成果、調査の主旨及び概要等についてホームページにて公表しておりますのでご参考になさってください。ホームページアドレス：<http://www.rea.or.jp/ire/>

問合せ先

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 放射線防護グループ
放射線防護企画課 企画調査班
所在地：東京都港区六本木1丁目9-9
電話：03-5114-2265(代表)
メール：ekigaku@nsr.go.jp